

霧島市行政不服審査法施行条例の制定について

霧島市行政不服審査法施行条例を次のように制定する。

平成28年2月15日提出
霧島市長 前田 終止

霧島市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。

(弁明書に添付する書面)

第3条 処分庁は、次に掲げる書面を保有するときは、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 霧島市行政手続条例（平成17年霧島市条例第9号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 霧島市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(手数料の額)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第1に定める額とする。

2 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第2に定める額とする。

(手数料の徴収)

第5条 手数料は、法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交

付（次条において「交付」という。）についての申請の際又は当該申請に係る書類等の交付の際、これを徴収する。

- 2 市長は、規則で定めるところにより、前項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

（送付による交付）

第6条 交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該交付に係る書面等の送付を求めることができる。

（準用）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第258条第1項、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項、地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第11項その他法令において準用する法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額その他当該手数料の徴収方法等については、第4条第1項及び第5条を準用する。

（審査会の設置）

第8条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属せられた事項を処理するため、霧島市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第9条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第10条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることがある。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 8 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

（会長）

第11条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第12条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第13条 委員は、法第43条第1項の規定により諮詢を受けた事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。
(調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。
(審理員等の保護)

第16条 審理員及び審理員候補者並びに審理員の補助を行う者（以下この条において「審理員等」という。）は、審理員等であること又は審理員としての職務若しくは審理員の補助に関することを理由としていかなる不利益取扱い（事実行為を含む。）も受けない。
(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第10条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審査会の会議は、第12条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開・個人情報保護審査会会長	日額 12,500円
------------------	------------

」を

「

行政不服審査会会長	日額 12,500円
行政不服審査会委員	日額 11,500円
情報公開・個人情報保護審査会会長	日額 12,500円

」に改める。

別表第1（第4条関係）

交付の方法	手数料の額		備考
1 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき20円	
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき20円	

(注) この表において「対象書面等」とは、法第38条第1項に規定する書面又は書類をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。

別表第2（第4条関係）

交付の方法	手数料の額		備考
1 対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき20円	
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき20円	

(注) この表において「対象主張書面等」とは、法第78条第1項に規定する主張書面又は資料をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき設置する霧島市行政不服審査会の組織及び運営その他同法の施行について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。